

生活設計に影響が

国労水戸

職場に混乱が

1月末日で切れる36協定の締結が、勤務指定日の25日に間に合わない事態となった。36協定は3カ月の締結したが、今回の交渉にも影響が予想される。

今回の交渉で東労組は超勤、休日勤務が増加している時間外労働が年々増えている。要員問題があるとして「適正要員を確保し安全に働きたいのある職場を想像する」と改善を求めている。

今月の勤務について、国労は組合員、社員の生活設計を最重

国労水戸地方本部
水戸市中央1-1-11
ENYビル2F
029-221-4008
発行責任者 塚原良雄
編集責任者 坂下 司

技術者の
魂 (JUNO)と
運動を



要として会社に申し入れてきた。
1月29日、36協定は締結された。
年次有給休暇の指定の保留がされてきた。
労働基準法はあくまで最

低基準であり、より良く働くために労働組合がある。
ダイヤ改正、春闘など、通常より遅い交渉が見受けられる。
国労では会社の改善を求めていく。

グループ会社の労働条件改善へ

グループ会社は労働組合がないところもあり、代表しゃが選挙で選ばれている。昨年、JESSの水戸管区で代表選が行われた。国労から選出し

たが落選した。今年も他の管区も含めての取り組みも検討している。
組合員・社員の働きやすい職場作りをしていく。

労働基準法第32条

使用者は一日8時間、一週40時間の法定労働時間を働かせてはならない。これを超える労働をさせた場合、使用者は刑事罰が科せられます。(6ヶ月以下の懲罰または30万円以下の罰金)

時間外労働とは 労基法で定められた時間を超えて働くこと (25%以上割増)

休日労働とは 法定休日に労働させること (35%以上割増)

深夜業とは 午後10時～午前5時まで (25%以上割増)

36協定とは

時間外労働などについて結ぶ協定 (労基法36条)です。

労働基準法での法定労働時間を超えて時間外労働、休日労働を命じる場合、会社は労組と協定を結び労働基準監督署に届けなければならない。

JR東日本は全体の過半数を越す東労組と締結している。事業所単位なので、職場によっては国労と締結しているところもある。

36協定を結ぶ以外に適法に時間外・休日労働を行わせることができるのは次の2つ

- ①災害により臨時の必要がある場合
- ②公務によって臨時の必要がある場合